

東京帝國大學經濟學會 經濟論叢

第三十一卷 第五號

昭和五年十一月一日發行

論叢

遊興税の若干問題

日本の家族制度と民法

說苑

勢力と經濟

徳川時代の工業と商業資本

米の卸賣相場と小賣相場との關係

世界商品價格の決定

獨逸舊税制の崩壊と財政調整法

歸屬理論の一考察

雜錄

元祿時代歸農武士の家計

統計拾穗抄

正司考祺の專賣反對論

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

法學博士

文學博士

文學博士

經濟學士

經濟學士

經濟學士

經濟學士

經濟學士

經濟學博士

法學博士

經濟學士

神戸 正雄

三浦 周行

高田 保馬

菅野和太郎

谷口 吉彦

作田 莊一

中川與之助

柴田 敬

黒正 巖

財部 靜治

堀江 保藏

(禁轉載)

徳川時代の工業と商業資本

菅野和太郎

一 緒 言

徳川時代殊に其中葉以降に於ては平和打續きて國民の生活程度は向上し、支配者階級は勿論富豪の間に奢侈的欲望が増大して工藝品に對する需要増加し、且又諸藩に於ても其の國產獎勵策を採りたるため、工業は大に發達した。而して其の工業組織も之に隨伴して發達し、殊に織物工業に於ては手工業より家内工業へと進展し、其の經營も漸次資本家的の色彩を帯び、其處には顧客生産のみならず商品生産も大に興つた。¹⁾かくの如く工業が發達するに就きては、其の經營に商業資本が大に利用されたのであつて、²⁾又商業資本の利用があつたればこそ、工業も大に發達するに至つたのである。

抑も徳川時代の中期以降我國の經濟は商業資本主義制を採り、商業資本が總べての經濟活動を支配した。即ち生産活動は申すに及ばず消費活動に至る迄商業資本が之を支配し、其の勢力たるや殆んど全國的に及んで居た。荻生徂徠が其の「政談」に「商人の勢盛に成て、日本國中の商人通じて一枚と成、物の直段も遠國と御城下と釣合て居る故、數百萬人の商人一枚となりたる勢には勝れぬ事にて、何程御城下にて御下知有ても、物の直段下らぬ筋も有」と言へる如く、商業資本

1) 本庄博士、日本經濟史概説第二分冊 217—225頁
2) 野呂太郎、日本經濟史概説第三卷 29頁
3) 日本經濟史概説第三卷 410—1頁

が人々の消費活動迄をも支配したのである。又物價を引下げんとしたところの「天保の改革」が失敗したことは、取りも直さず商業資本が如何に當時の經濟社會を支配したかを如實に物語つて居る。而して商業資本主義時代に於ける工業は、其の發達を遂ぐるに就きて、是非共商業資本を利用せざるを得ない。元來工業が未だ手工業時代にある時には、其の經營が小規模であるため、其處に商人の介在する餘地は殆んどあり得ない。然るに工業が發展して家内工業時代に進展すれば、其の工業生産に必要な原料を仕入れ、或は又其の生産したる商品を販賣するに就きて、是非共商人の仲介を俟たざるを得ざることになる。蓋し家内工業組織に進展すれば、其の規模大となるため、従來の如き小範圍内に於ては、原料の仕入及び生産品の販賣は之を完全に行ふことが不可能となり、遂にかゝる業務に就きて一層廣汎なる知識を有する商人に其の援助を訴へざるを得ざることになり、又大規模で工業生産が行れることになれば、勢ひ大資本を要することになるが、元來手工業者は夫程大なる資本を有せざるため、其の資本も商人より借らざるを得ざることになり、茲に於て始めて商業資本は工業に間接的に關係を有することになつた。然るに商人より借りたる資本が返済期限に返済せられざる場合には、商人は止むを得ず其の工業生産に従事せざるを得ざることになり、遂に商業資本が工業を直接的に支配することになつた。而して徳川時代に於ける工業の内最も多大の資本を要したるものは醸造業であつたため、従つて又商業資本は醸造業に於て最も顯著に活躍した。今商業資本が工業を支配するに至りたる經過を、日野商人の醸造業經營に就きて窺ひ、以て我國商業資本主義時代の一端を明にしよう。

二 日野商人の發展

徳川時代商業活動は勿論其の他總べての經濟活動に活躍し、以て商業資本家の代表的人物となりたる近江商人は主として八幡・日野及び五箇莊方面より出て居り、又其の根據地を異にするに従ひ、夫れ々其の活動を異にして居る。即ち其の行商の區域、關與する營業の種類及び其の營業方法等皆相違し、各々其の特色を發揮して居る¹⁾。

日野には延暦寺領の關係より早くより市が成立して居たのであらうが、日野市に關する記録は應永三十三年七月四日附の日吉神社文書が最初である。其の後鹽・相物・檜物の三座を有し、上下二市に別れ、各々市神を祭つた。日野は元來蒲生氏の所領で、蒲生秀行が中野城即ち日野城を構ひたるため、城下町として發達し、其の後定秀の時に至りては町制を定むる迄に市街は發達した。氏郷は日野市街の繁榮を圖るがため、信長の安土山掟に倣ひて、城下町掟十二ヶ條を規定し、以て日野商人の保護に努力した。氏郷の伊勢松ヶ島城移封後、日野商人は大打撃を受けたが、蒲生氏に對する思慕の念より、日野商人の國外行商人は一層盛となり、其の徳川氏の保護によりて、其の發展は一層助長された。²⁾

蒲生氏に重代の恩顧を受けたる日野町民は、其の伊勢及び會津に移封されるや、舊主に隨ひて移住したる者少なく、蒲生氏も亦移住後と雖も日野のことを忘却しなかつたため、日野町民は絶えず蒲生氏の城下へ往復して居た。此の兩地間を屢々往復するの結果、彼等は其の沿道の經濟事情

1) 近江商人に就きては拙稿「近江商人の活躍に就いて」(經濟論叢第二十八卷第六號)參照

2) 中川泉三、日野市、近江蒲生郡志 卷五 553—4頁 牧野信之助「日野商人團の發達」(歴史と地理第二十二卷第五號)

を具に觀察するの機會を得、之が抑も彼等をして大活躍せしむる素因となつたのである。日野は元來工業の盛なる土地であつて、日野商人は日野に於て生産せられたる檜物即ち漆器を持參して、始め伊勢方面より中仙道筋を行商した。併し此の漆器所謂日野椀の販賣は貞享・元祿を其の最盛期となし、爾來其の賣行は激減するに至つたが、かの會津名産の會津塗、信州飯田の漆器、名古屋の青貝塗等は皆日野商人によりて始められたものである。

元祿以降日野商人の行商品として重要となりたるものは賣藥であつて、正野玄三によりて調製されたる感應丸其の他の諸賣藥の販賣は忽ちにして盛となり、其の製造販賣に従事する者が漸次増加したる結果、組合を設くるの必要を生じた。寛保三年四月領主の郡奉行へ提出したる請書に連名したる賣藥業者の數は實に壹百九名の多數に達した。而して日野商人は常に賣藥のみならず、茶・吳服・太物等をも行商し、就中茶の販賣は盛であつた。

日野商人はかくの如く漆器・賣藥・茶・吳服・太物類を中仙道方面へ行商したが、行商地の事情に通ずるに従ひ、漸次各地に店舗を設くることになつた。而して彼等の出店したる場所は、三里四方「鍋飯を食ふ所へ店を出せ」との諺の如く、主として關東地方の田舎町であつた。何時頃より出店し始めたかといふに、既に寛文年間の深井吉兵衛を其の最初とし、谷長右衛門の元祿六年、谷田庄兵衛・島崎專治の元祿十六年等を古しとし、爾來年を経るに隨ひ其の數の増加したることは次の表によりて明である。

徳川時代日野商人の出店表

年 號	出店數	年 號	出店數	年 號	出店數	年 號	出店數
元祿以前	二	元 祿	六	寶 永	二	正 徳	一
享 保	四	元 文	三	寛 保	一	延 享	二
寛 延	二	寶 曆	一〇	明 和	二	安 永	三
天 明	五	寛 政	六	享 和	六	文 化	一六
文 政	一	天 保	八	弘 化	三	嘉 永	六
安 政	一〇	萬 延	二	文 久	六	元 治	一
慶 應	一二						

出店の所在地を見るに、群馬・栃木・埼玉・東京・茨城・静岡の府縣に多く、三重・山梨・神奈川・千葉・長野・宮城・山形等の諸縣は之に次いで居る。而して其の出店の營業は始めは其の行商品を販賣し、傍ら質屋業を兼營して居たのであるが、後には後述する如く、主として資本貸借關係よりして、其の悉くは醸造業に轉じ、其の結果日野商人と言へば關東地方の醸造業者を聯想せしむるに至つた。而して此の狀勢は今日に至るも尙持續されて居るのであつて、其の狀勢を窺ふ資料として 左の表を引用しよう。表は明治三十九年に作成されたる日野商人出店の營業種類別に關する調 表である。

業種類	店數	營業種類	店數	營業種類	店數
酒・醬油	八五	酒・醬油	四〇	醬油	三三
醬油・味噌	一三	酒・醬油・味噌	一〇	藥	八
酢	七	雜貨	七	米	五
陶器	三	紙	三	生絲	二
				計	二五二
				荒物	八
				煙草	四
				吳服・太物	二四

此の表によりて明なる如く、酒の醸造は全出店数の約三分の一を占め、尙酒・醬油の醸造業より見ればそれは全體の五分の三に達して居る。³⁾ 茲に於て生ずる問題は、然らば日野商人は如何にして醸造業に従事するに至つたのであらうかといふことである。項を改めて其の経過を窺ふことにしよう。

三 酒 造 株

日野商人の最も多く従事したる、而かも醸造業の内最も多く資本を要する酒造業に如何にして日野商人が従事するに至つたかの経過を次に窺ふことにするが、先づ徳川時代に於ける酒造株に就きて其の概略を究めることにしよう。

酒の醸造は必ず米穀の消糜を伴ひ、而かも食用米以外に於ける米の最大の需要は即ち酒造に存したるため、其の米價政策上より之を禁止又は制限することは既に鎌倉幕府の屢々採つたところであるが、其の後徳川時代に於ては其の米價調節上、幕府の酒造に對する政策は一層重要な役割を演じた。而して又人々に質素禁欲を奨励するの策としても、又酒造に對して種々の施設が行はれたのであつて、其の施設の内主として醸造額の制限が頻々として行はれた。¹⁾

徳川幕府の酒造政策として最も顯著なるものは即ち酒造株の制定である。徳川時代の初期酒の醸造漸く盛となり、それがため米穀の消費が年を逐ふて増加したため、幕府は米穀の騰貴せんことを虞れ、遂に明暦三年酒家の造石米を調査し、其の多寡によりて各家の醸造高を一定し、其の

3) 日野商人に就きては、中川泉三、日野商人(近江蒲生郡志 卷五 783—828頁)及び牧野信之助、「前掲論文」に據る。

1) 本庄博士、徳川時代の酒造政策(經濟史研究 212—8頁)

定むる所の造石米量及び住所氏名を詳記したるもの即ち株札を交付した。²⁾而して此の株札を有せざるものが造酒することを得なかつたことは次に掲ぐる寛文九年正月の令によりて明である。³⁾

「帳はづれ之酒屋、來月朔日より與方同心指遣相^ニ改之、若酒少成とも致^三所持^ニ候はゞ、酒造具ともに取上、其身は曲事可^ニ申付^一候、勿論清酒も帳はづれ之者共は、向後商賣無用たるべし。
右之日限前に、酒不^レ殘賣拂可^レ申候也」

所謂帳はづれ之酒屋とは公簿に登録されざる酒屋即ち株札を有せざるものを言ふのであつて、爾來株札を有せざる者は一切酒造することを得ず、唯酒株を有したるもののみが造酒の特權を享有したのである。而して酒造株には凡そ次の六種があつた。⁴⁾

(一)永々株(古株) 明暦三年に附與されたるもので、犯罪者くは繼承者のなき場合の外は、之を沒收したり、或は又休業を命ずることなく、永久的に其の業を營むことが出來たところの株である。

(二)新規株(辰年御免株) 天保三年代官辻富次郎が其の管下所謂御分五組のために幕府に稟請して持許を得たるものである。

(三)拜借株 幕府が料金を徴して特に貸與せるものである。天保四年二月の令に「今度關八州上酒御試造上げ株御料私領寺社領之差別なく御貸渡之儀被^ニ仰出^一候間、勝手造中増造又は無株にて酒造致し、當時相休居難儀致し候もの有^レ之候はゞ、早々取調可^ニ差出^一、冥加金は年々金三分以上、株金は初年に限り百石に付金十兩差出し、株返上之節は株金差戻候事」とある。所謂關八州上酒御試造とは寛政の始め幕府御免酒屋と稱するものを創設し、原料米を貸與して醸造せしめたるものを言ひ、上げ株とは御免酒屋が廢するに際して返納したところの株を言ふのである。

(四)清水株 寛政年間攝州島上郡富田村の人清水某に新に千八百石の醸造を許可し、其の株の賣買讓與が禁ぜられたるものである。

(五)菊屋株(御膳酒株) 奈良の酒家菊屋治郎左衛門の有するもので、之も賣買讓與が禁ぜられて居た。

(六)靱株 來由不詳

2) 灘酒沿革誌、65頁
3) 日本財政經濟史料、卷二 1322頁
4) 灘酒沿革誌、67—71頁

株札の數は殆んど一定され、誰しも自由に新規に酒造を經營することを得なかつたため、新規に酒造を開始せんとすれば、勢ひ酒造株を買収せなければならなかつた。元來萬治三年九月の令⁵⁾には『一、諸親類の方へ酒屋譲り申儀、堅停止事。一、借金等の方に、酒造具共々請取酒造申儀停止之事。』とありて、株の譲渡は之を禁じたのであるが、正徳四年の令⁶⁾に、『同支配之内一國之内に候得者不_レ及_レ伺、他人にても譲受渡御代官にて申付候、支配違又者同支配之内にても國を隔候譲受渡に候は_ズ可_レ伺事。』とあるところより見れば、株の譲渡は既に許與されることになつたやうである。併し乍ら寛政元年八月には『一諸國酒屋之内、株高不_ニ相分_一も多く有_レ之趣に付、以來は諸國一同株高と申名目を相止め、此度御勘定所へ相届候造り酒屋之分、永々之株に成候事にて、其株壹軒前を其儘譲渡候儀は相對たる可_ク、壹軒を何軒にも分譲候儀は不_ニ相成_一候。』と令⁷⁾し、更に又同五年十月に『諸國にて酒造り候者、相對を以酒造譲渡之義、其國限りは格別、譬一領之内に候共、向後其他國之者より譲受或は他國之者へ譲渡候義、難_ニ相成_一事に候。』と令⁸⁾して、株の譲渡に對して種々の制限を加へた。かくの如き制限を加へたのは主として警察上及び徵稅上の理由に基いたものであらうが、又同業者達よりの強硬なる排斥運動が效を奏したる結果であらうことは、次の文書によりて想像される。¹⁰⁾

乍恐以書付奉願上候

一桐生新町酒造人共御願中上候は同町六町目幸藏抱屋敷野州足利町平兵衛出見せいたし新酒屋酒造仕度由にて右地主幸藏野州足利郡板倉村にて酒造株を買請村役人衆中々御添狀申請御願に江戸表の罷出候由御領主様に而酒造被爲仰付候而は一體場せま之場所にて前々より造來候酒屋共難儀至極仕候殊に兩三ヶ年以來は造方も三分一に被爲仰付候上に右新酒屋出來仕候而

5) 日本財政經濟史料、卷二 1322頁
 6) 同書、1325頁
 7) 同書、1329—30頁
 8) 同書、1332頁
 9) 本庄博士、經濟史研究 225頁
 10) 矢野家文

は猶以私共渡世にも相成兼其上少々之冥加金御上納にも相障り酒屋共一統難儀至極仕候間乍恐御領主様御取繼被遊右願之通り御慈悲何卒新酒屋酒造出来不仕候様被爲仰付被下置候はゞ酒屋共一統難有仕合に奉存候

寛政元年己酉八月晦日

御役人中様

萬屋	新	助
近江屋	喜	兵衛
大黒屋	武	兵衛
夷屋	文	藏
和泉屋	興	市

然るに幕府の採りたる此の制限を免るるために、次の文書中¹¹⁾にある如く、出造又は出稼等の名義を以て、私に酒造株の賣買讓渡を行ふことが發生したやうである。

常町三町目株高壺石所持仕候處出造り仕居候酒造高廿四石造り高餘り少分に御座候故渡世方も相成兼儀依之貳百石造高相讓り申度奉願上候尤私方酒造高四百拾參石四分に相成出造り之方然上は拾分一御役米も兩方が無相違御上納(貳百廿四石相成申候)可仕候御慈悲を以御聞濟被下置候はゞ難有仕合に奉存候以上

享和三年寅十一月

町御役人中様

上州山田郡相生新町
酒造人 喜兵衛

此の出造り等の名義による分割讓渡を禁止するため、天保十三年九月に『諸國酒造人の儀、是迄酒造株と唱來候所、株と唱候義相止、酒造稼と唱替、冥加の儀は是迄の通居置、且酒造株引分貸渡讓渡等難ニ相成旨、寛政度被ニ仰出候所、出造出稼等の名目を以、紛敷致ニ取計候ものも有之哉に相聞候間、以後酒造高引分貸渡讓渡は勿論、出造出稼として難ニ相成候間、其旨可被ニ相心得候。』と令せざるを得なかつた。¹²⁾

11) 矢野家文書
12) 大日本財政經濟史料 卷二 1335頁

次に新規に酒造業を開始せんとすれば、株を借らざるを得なかつた。尤寛政元年八月に「一只今迄借株にて造酒いたし候分も有之由相聞候、右は讓渡候共、又は元株主方へ差返候共、相對次第可_レ致候、若無_レ據子細有_レ之候はゞ、御料者其所之奉行御代官、私領者領主地頭へ其譯申上差圖可_レ請候、以來新に借貸候儀は、決而致間敷候、尤此度相届候酒屋之内、讓渡も不_レ致、以來相續難_レ成、潰株に成候義有_レ之節は、御料私領共其節に申立、聞届之上右明株を引請、新に造酒始候義は可_三相成_一事候。」と令して、¹³⁾明株の引受は之を認めたが、株の貸借は之を禁止した。併し乍ら事實上株の貸借は盛に行はれしもの如く、文化十年二月の文書の内には既に「造酒借り株」なる語も使用されて居た。¹⁴⁾

四 日野商人の酒造業經營

既に述べたる如く、日野商人は元來行商に従事し、其の後行商地の事情に通ずるに従ひ、其の地へ出店して、呉服・雜貨等を販賣し、傍ら質屋を經營した。漸次其の産を成すに従ひ、當時最も多大の資本を要したる醸造家に商賣替えし、遂には悉くの日野商人が醸造家に成つてしまつた。然るに酒造家の數は元來酒造株の設定以來一定し、誰しも自由に酒造家に成り得るものでなかつたから、日野商人が酒造業を經營するに就きては、是非共酒造株の讓受又は借請をなさざるを得なかつた譯である。

日野商人が酒造株の讓受によりて酒造業を經營したる一例として桐生出店の矢野久左衛門が同

13) 同書、1330頁
14) 同本庄博士、經濟史研究

町の酒造家より酒造株を譲受けたる資料を左に引例しよう。

覺

一我等造り來候酒元株貴殿方の相讓候處實正也然る上は御冥加銀等は其元方御上納可被成候此株之儀に付外より差障り申候者御座候はゞ何方にても罷出申開可致候右儀祝儀金子四兩也隨に受取申候爲後日之酒株讓證文仍而如件

寛政三年

辛亥十月十九日桐

近江屋喜兵衛殿

乍恐以書付奉願上候

桐生新町三丁目

丞び壽屋 清次郎

一當町三丁目清次郎元酒造株私方の讓請申候冥加銀之儀者年々當御屋敷様の私方々急度御上納可仕候右之趣乍恐御屋敷様の御披露被成下度奉願上候以上

寛政三年亥十一月

桐生新町三丁目

近江屋 喜兵衛

中山 又 治 様

村山 淀 八 様

酒造株の醸渡に就きては一々幕府の許可を必要としたものの如く、同年十二月三日の日附で、中山、村山兩人より近江屋喜兵衛宛に『酒造株式引受之儀願之通被仰付候』との許可書が下付された。譲受人たる近江屋喜兵衛は日野商人矢野久左衛門の桐生に於ける店名である。矢野家は寛延二年より桐生に出店し、始めは主として質屋を經營したが、後には酒造、更に後には醬油醸造に従事し、今日に於ては醸造業の外、雜貨卸商・呉服店を經營し、桐生第一の商舗となつて居る。矢野家は更に酒造株を借請けて、酒造業を經營したのであつて、其の資料として左の文書を舉

1) 矢野家文書、
2) 同上

げよう。

酒造株借用證文之事

一高四百石造り

此株借用壹ヶ年代金三拾七兩也

右は貴殿御所持之酒造株我等借用いたし貴殿代に相成拾ヶ年季に相定酒造渡世いたし候處實正に御座候借用代金之儀は毎月晦日限割濟に相納可申候年季相立候上は貴殿に差戻し可申候萬一差滞候儀有之候節は加判之者引請埒明貴殿に少しも御迷惑相懸け中間敷候爲後日酒造株借用申證文仍而如件

慶應四戊辰年八月

桐	生	町	喜	兵	衛
組	合	茂	兵	衛	
親	類	久	治	郎	

今泉村 丈 助 殿

日野商人がかくの如く酒造家になつたに就きては、其處に吾々は明に商業資本又は高利資本の活動を見受ることが出来る。即ち元來物品販賣を以て其の營業となしたる日野商人が、其の畑違ひたる酒造業に轉業するに至つたのは、彼等の有したる資本の運用の結果に外ならない。而して彼等日野商人が酒造家に轉業したる經過を窺ふに、多くは其の貸借關係の不決濟によつて居る。即ち始め日野商人は酒造家に對して其の營業不振等のために資本を貸與したのであるが、其の貸金が支拂期日に完済されなかつた結果として、其の擔保とせる酒造經營の家屋其の他諸道具を一
切引受けざるを得ざることになりて、遂に止むを得ず酒造家にならざるを得なかつたのである。今其の經過を知るため左の資料を引用しよう。

書入證文之事

- 一 搗家 壹ヶ所 惣瓦也 但シ貳間半ニ六間
- 一米藏 壹ヶ所 惣瓦也 但シ貳間ニ四間
- 一 酒藏 壹ヶ所 板吹也 但シ五間ニ拾壹間
- 一 見世 壹ヶ所 板吹也 但シ表間口三間三尺奥行八間半
- 一 別紙目錄之酒諸道具一切

右爲書入と金七拾兩借用致候所實正に御座候然上者當亥の八月未の八月迄年々金三兩宛八月限に請取可申候都合八ヶ年分之地代店賃にて指引相濟申筈に相究申候萬一商賣不勝手に御仕舞被成候節は右之金子貳拾兩壹分之御利足を八ヶ年に金七拾兩之割を以差引いたし可申候殘金無遲滯急度返濟可仕候若相濟兼候は右書入之内不殘相渡し可申候然上は何方引取被成候共賣拂に被成候共其元御勝手次第可被成候其節少も違亂申間敷候勿論諸親類は不申及脇々講無御座候若横合申者有之候は加判之者引請何方迄も罷出急度申譯いたし貴殿に少も御苦難掛け申間敷候爲後證一札仍而如件

安永八亥年九月

武州忍領行田下町

大阪屋 四郎左衛門悱

- 借主 恒四郎
- 五人組 茂右衛門
- 同 勘助
- 同 久左衛門
- 同 新兵衛
- 同 新助

日野屋 太右衛門殿

右之通相違無御座候依之私共兩人奥印仕候萬一儀にも御座候は組合私共引請返納可仕候爲後日仍而奥印如件

安永八亥年九月

同所 大阪屋

親類

新町 太左衛門

日野屋 太右衛門殿

同所下町 彌市郎

日野屋太右衛門は日野商人鈴木忠右衛門の出店名であつて、鈴木家の初代は享保頃より日野椀其の他の國産を關東の諸國へ持下り、後寛延元年より上野國境町へ出店して、酒造家となつた。右に掲げたる證書の如く、始め大阪屋酒造店へ貸金したることが其の緣由となり、其の返済不能の結果として、其の營業を一切引受け、遂に行田に於て酒造家となつたのである。同家は其の後益々繁榮し、三代忠右衛門の時には其の出店數が關東地方に二十有餘もあつたと稱せられて居る⁴⁾。

日野商人が酒造家となりたる他の経過は次の如くである。即ち日野商人は前に述べたる如く主として其の出店に於て質屋を經營した。然るに日野商人の經營の確實なりしことによりて、漸次土地の人々より多大の信用を博し、其の結果附近の農民は其の産したる米を安んじて日野商人の店舗へ預入れ、或はそれを以て資金を融通して貰つた。それがため日野商人の出店の倉庫には常に多量の米が保管されて居ることになり、結局其の米を處分するがために、米を保管したる日野商人は其の米を以て酒造することになつたのである⁵⁾。

大體以上述べたる二つの経過を経て、日野商人は酒造家に成つたのであるが、吾々は此の経過に於て、商業資本の活動を明に見受けることが出来る。

五 結 論

私は單に日野商人が酒造家に成りたる経過のみを窺ひて、徳川時代の工業と商業資本との關係を明にせんとしたのであるが、恐らく他の總べての工業に於ても商業資本の活動は容易に見受けられるだらう。即ち徳川時代に於ける汎ゆる工業に於て、商人が其の製造工業家に化したる経過

4) 八幡商業學校編、近江商人 195—200頁

5) 此の點は矢野由三郎氏の談話による。

は容易に觀察されるだらう。而して商人が其の有したる資本を以て製造工業家に化したることは取りも直さず商人が生産活動上に於て主要なる役割を演じたることを示すものである。更に又商人が生産活動否な經濟活動上に於て主要なる役割を演じたることは即ち徳川時代が商業資本主義時代であると稱せられる所以である。

徳川時代各地に勃興したる織物工業と商業資本との間にも密接なる關係を有しただらうといふことは直に想像され得るところであるが、それに關する直接的の資料を未だ多く手にせざるため、遺憾乍ら其の研究は之を他日に譲りたい。唯織物工業が商業資本によりて大に勃興しただらうといふことが容易に示唆されることはある。それは特に關東地方の織物に就きて觀察されることであつて、即ち近江商人特に日野商人が出店したる地方に於て織物工業が勃興したといふことである。即ち關東織物の主産地たる桐生・足利・伊勢崎・八王寺を始めとし、其他大間々・館林・藤岡・高崎・佐野・秩父・青梅・深谷・川越・行田・富岡・本莊・飯能・厚木・上野原・小川・小沼等の織物産地には早くより近江商人が出店して居る。而して其の近江商人は殆んど質屋を兼營したのであるから、其の織物生産上に彼等の資本が運用されたであらうことは一應推察される。尙又江戸・大阪・京都等の大都市に於ける近江商人の出店は殆んど悉く呉服太物を取扱つて居たのであるから、關東地方に於て勃興したる織物は、又近江商人の活躍によりて、其の販路を開拓し得たとも斷言し得る。かくの如く觀察すれば、關東織物の勃興は又商業資本による處甚大であつたと言はざるを得ない。尙此の問題に就きては他日改めて之を考究したいと思つて居る。

1) 中川泉三、近江蒲生郡志 卷五 881—97頁
2) 拙稿、「近江商人の活躍に就いて」参照